

令和7年3月4日

総務文教常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和7年3月4日
開会 15時45分 閉会 16時11分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 野原恵子
副委員長 小島智恵
委員 畠山美和 酒井はやみ 石川康弘 藤谷謹至
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
企画総務部長 山端広和
政策推進課長 宇野和哉 政策推進課副主幹 和田智旭
- 5 傍聴者 塚本逸彦 内山美穂子 谷口和弥 中橋友子
- 6 事務局 事務局長 合田利信 議事課長 佐藤勝博 庶務係長 菅原美栄子
- 7 審査事件および審査結果
 - 1 付託された陳情の審査について
 - (1) 議案第25号 幕別町企業版ふるさと納税基金条例
 - 2 委員会活動のまとめ（2年間の総括）について
正副委員長にて検討することとした。
 - 3 次回の委員会の開催日程について
3月13日(木)の午前10時00分から開催することとした。
 - 4 その他

総務文教常任委員会委員長 野原恵子

◇審査内容

(15:45開会)

○委員長（野原恵子） ただ今から、総務文教常任委員会を開会いたします。

これより、インターネット中継を始めます。

議題の1、付託された議案の審査についてを議題といたします。

議案第25号、幕別町ふるさと納税基金条例についての審査を行います。

審査の進め方ですが、議案の説明、質疑を行った後、説明員に退席していただき、各委員のご意見を伺った上で、討論、採決を行いたいと思います。

それでは、議案第25号、幕別町企業版ふるさと納税基金条例について、理事者の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山端広和） 議案第25号、幕別町企業版ふるさと納税基金条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案の内容につきましては、本会議での副町長の提案説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます、私からは、データで配布しております補足資料に基づき、ご説明させていただきます。

補足資料の1ページから4ページまでは、実際に企業を訪問する際に使用しているパンフレット、5ページが企業版ふるさと納税の実績であります。

1ページをご覧ください。

「企業版ふるさと納税とは」として、概要を記載しております。

白丸の一つ目と二つ目になりますが、企業版ふるさと納税は、国が認定した自治体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合、法人関係税から税額控除が受けられる仕組みで、企業は、最大で寄附額の9割の軽減効果があるというものであります。

具体的には、中段の図にありますように、左から通常の寄附にもありますが損金算入による軽減効果が約3割、税額控除として、①法人住民税と②法人税とを合わせて4割、③法人事業税で約2割の税額控除があり、合わせて9割が軽減されるというものであります。

下段、オレンジの枠に留意事項として3点記載しております。

1点目は、10万円以上の寄附が対象となること。

2点目は、制度を利用して本町に寄附ができるのは、町外に本社があり、青色申告書を提出している企業のみということ。

3点目は、寄附の代償として、入札や許認可で便宜を図るといった利益供与は禁止されていることとあります。

2ページをご覧ください。

「寄附手続の流れ」であります。企業向けになりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

3ページをご覧ください。

「寄附の対象となる事業」を記載しております。

対象となる事業は、幕別町まち・ひと・しごと総合戦略に関連する事業となりますが、大きく括りますと、総合戦略に位置づける四つの基本目標に位置づけしている事業になります。

基本目標1が「産業の振興と雇用の場をつくる事業」、基本目標2が「十勝・幕別

への人の流れをつくる事業」、基本目標3が「結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業」、基本目標4が「安全・安心で快適な暮らしができるまちをつくる事業」で、総合戦略では本町で行っている各種事業を網羅する内容としております。

具体的には次の4ページをお開きください。

上段になります。寄附の対象となる事業で、個別事業を一部抜粋で示しております。基本目標の「産業振興と雇用の場をつくる事業」としましては、「ふるさと土づくり支援事業」について、事業内容を含め例示しております。

同様に、次の「十勝・幕別への人の流れをつくる事業」として、「観光物産振興事業」を、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業」として、「アイヌ文化拠点空間整備事業」「アイヌ文化振興事業」「子ども医療費助成事業」を、「安全・安心で快適な暮らしができるまちをつくる事業」として、「町内会等活動支援事業」を例示しており、こうした事業を対象としていますという内容であります。

5ページをお開きください。

昨年10月に教育委員会生涯学習課と連携して、道央圏の企業訪問を行った際に使用した資料であります。

企業版ふるさと納税の金額と件数、充当事業の一覧であります。

上の表が収入、下の表が支出となっております。

令和4年度から令和7年2月末現在までの実績を、四つの基本目標ごとに記載しております。

上の表をご覧ください。

「収入」であります。令和4年度につきましては、産業振興と雇用の場をつくる事業に1件100万円、結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業に5件150万円の合計6件250万円の寄附をいただいております。

下の表になりますが、「支出」であります。令和4年度につきましては、産業振興と雇用の場をつくる事業として、「ふるさと土づくり支援事業」に100万円、結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業の中から、「発達支援センター運営事業」に20万円、「魅力ある高校づくり支援事業」に100万円、「保護者費用負担軽減事業（中学校）」に30万円の合計250万円全額を当該年度中の財源として充当したものであります。

同様に令和5年度につきましては、収入で事業の区分ごとに10件560万円の寄附をいただき、支出の欄に記載の四つの事業に全額を充当し、令和6年度につきましても、2月末現在ではありますが、10件670万円の寄附を四つの事業に全額充当しようと考えているところであります。

しかしながら、寄附をいただく時期ですとか金額によっては、当該年度中に全額を充当することが難しい事案が生じることが想定されますことから、寄附を受けた翌年度以降の事業に寄附金を柔軟かつ最大限に活用することができるよう、基金を設置しようとするものであります。

今後の予定で申し上げますと、3月末に1件、寄附をいただく予定がありますが、いただいた寄附につきましては、令和7年度実施の事業に充当する予定としております。

なお、基金を設置する場合には、国に対して事前相談を行うこととなっておりますが、事前に本条例案を提示し、1月14日付にて審査完了の通知を受けているものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 今の説明の中で、企業版ふるさと納税は令和4年度から令和6年度で企業が6件から10件に増えていると、この企業は例えば令和5年度と令和6年度では一緒の企業なのかどうかをお聞きします。

○委員長（野原恵子） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） 令和5年度と令和6年度の企業ですが、一部違う企業がございます、令和5年度に寄附いただいた医療機関1件は令和6年度になかったのですが、新たに2月にネクシーズさんというところからお金と光触媒の除菌脱臭機をいただいたというようなことがあって、そこが新しく増えたところになるかなと思います。企業数は令和5年度は9企業なのですが、企業であります、ちょっと金額非公表とかもありまして、令和6年の方は企業は少なくなっていますけれども、金額は多くなっているというのは状況にあります。

○委員長（野原恵子） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 寄附というのは、もう現金のみなのか物納というのもあると思うのですが、例えば物納のときに幕別町として企業にどうアピールするのか、物納の場合はどういうふうにこの金額に記載するのか、お伺いします。

○委員長（野原恵子） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） ケースとしては現金でいただくケースとその物納でいただくケースがございます、今まではなかったのですが、令和6年に先程申し上げました除菌脱臭機を3台いただきました。これはそれぞれ保育施設とか、そういったところに配分したのですが、その金額については例えばカタログ価格ですとか、今回でいうと1台33万円の除菌脱臭機を3台でしたので、99万円分控除に法人の方は使えるということになりまして、現金50万円と例えば物納の分の99万円については、控除の金額となるというようなことになっています。

○委員長（野原恵子） ほかにございますか。

畠山委員。

○委員（畠山美和） この企業の件数と金額は他の町村と比べると多いのですか、少ないのですか。

○委員長（野原恵子） 政策推進課長。

○政策推進課長（宇野和哉） 企業版ふるさと納税に関しては、ちょっと他の市町村と比較はしたことがないので、今度調べてみようかなと思っていますけれども、最近、企業からのアプローチ、PRとかがあって増えるケースと私どもからその企業のほうに行って、こういう事業があるので、といったようなことをPRしていただくということもありますので、増やしていこうという努力は自治体としてもしているところです。

○委員長（野原恵子） 畠山委員。

○委員（畠山美和） 増やしていこうとする企業数の目標値、目標何件とか金額とかありますか。

○委員長（野原恵子） 政策推進課長。

- 政策推進課長（宇野和哉） 事業を考えている中で、そのどうしてもその補助金ですとか、そういったものが足りなくて、一般財源が出ていくようなもの、今でいうとアイヌの事業ですとか、そういったもので、これからいろんなことを考えていかなきゃいけないということで、昨年10月頃、ちょっと金額的にどれぐらいってというのは、一般財源になってしまう分なので、具体的にはあれですけども、なるべくその多くの企業からその一般財源となる部分を補う分ぐらいはいただけたらなということで、努力して回っているところであります。
- 委員長（野原恵子） よろしいですか。他にございませんか。
小島副委員長。
- 副委員長（小島智恵） 企業版でないほうのふるさと納税については確か事務手続き等を外部に委託しているかと思うのですが、この企業版の場合は、町が直接的にそういう手続きを行っているという認識でよろしかったでしょうか。あと、今回基金の設置についての提案だと思えますけども、令和4年度から既に寄附いただいております、使い勝手のことを考えますと、もう少し早くこういった基金の設置をしても良かったように思うのですが、この時期になった理由はあるのでしょうか。それと、あの留意事項、説明がありましたけども、町から企業へ利益供与は禁止とあるんですけども、全国的なところでは、実際便宜が図られて認定取り消しになった自治体がありまして、事件が起きているんですけども、具体的にその歯止めをかけるといったことはどのように考えていますでしょうか。
- 委員長（野原恵子） 政策推進課長。
- 政策推進課長（宇野和哉） まずふるさと納税は外部委託しているけどもということでありましたけれども、企業版ふるさと納税に関しましては町のほうが直接企業様とやりとりして事務の方を執り行っています。あと、あの令和4年からこの仕組みがあって、その基金を今設置する理由ですけども、基本的にはあの説明の中にもありました当該年度に企業から寄附を頂いて、当該年度の事業に充当するということがまずは大原則となっているものですから、基金がなくても、その年度にいただいて、すぐ充当して使うということが基本となっております。ただ、今回、具体的に申しますとある企業の方のその助成プログラムというものがありまして、各北海道の自治体から応募いただいた事業の中から、その選考委員会を選んだプログラムに対してその助成をするということで、そのスケジュール感がどうしても11月12月に選考して決定して、それから1月に通知が来て3月にお金を支払います。ただ、このプログラムの対象要件がもう次年度の事業に対してということで決められておりましたので、今回、改めて令和6年度に申し込んだわけですけども、令和7年度の対象事業にということで、内閣府の方に事前に相談した上で、基金の方を設置したというような状況でございます。あと、利益供与の禁止のことでありますけども、実際に幕別町内に営業所とかがあったとしても、基本的には町外に事務を取り扱う本社があるところということで、その企業版ふるさと納税を受けておりました、受けるときに基本的に利益供与とかがないというようなことを確認しながら受けておりますので、そのあたりは寄附を受けるときに事務方としてチェックしている状況にあるかと思っています。
- 委員長（野原恵子） ほかにございませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（野原恵子） なければ、議案第25号に対する質疑は以上で終了いたします。
説明員の方どうもありがとうございました。

説明員が退席のため暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

- 委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
議案第25号、幕別町企業版ふるさと納税基金条例について、各委員のご意見をお伺いします。
ご意見のある方は挙手をお願いいたします。
(なしの声あり)
- 委員長（野原恵子） なければ、議案第25号に対する意見は以上で終了いたします。
これから、討論を行います。討論はありますか。
(なしの声あり)
- 委員長（野原恵子） 討論なしと認めます。
これより、採決を行います。
議案第25号、幕別町企業版ふるさと納税基金条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 委員長（野原恵子） 異議なしと認めます。
したがって本件は、原案のとおり可決いたしました。
以上で、付託された議案第25号の審査が終わりましたが、議長あてに提出する委員会報告につきましては、正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 委員長（野原恵子） 異議なしと認めます。
それでは、このとおりいたします。
以上で、本委員会のインターネット中継を終了いたします。

(審査終了 16:04)